



西条市お買い物カード 登録店募集に関する説明資料

1. 西条市お買い物カード事業の概要
2. 登録店が得られるメリット
3. 取扱ルール等について
4. お買い物カード決済方法・精算について
5. 登録手続きについて
6. その他 西条市SDGs推進協議会からのお知らせ

西条市お買い物カード事業について

西条市お買い物カードは、国の重点支援地方交付金を活用し、市民の皆さまの生活を応援するとともに、市内事業者の皆さまの売上創出を目的として、西条市が主体となって実施する取り組みです。

西条市では、市民一人あたり5,000円分のお買い物カードが配布され、登録店での利用を通じて、市内に約5億円の消費が循環する大型の経済対策となります。

地域の賑わい創出のため、市内事業者様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本事業の運営は、(一社)西条市SDGs推進協議会が担っています。

西条市お買い物カードについて

- ・西条市お買い物カードは5,000円分の残高の入ったプリペイド型のお買い物券です。
- ・令和8年2月1日時点で西条市に住民票登録のある全市民に対して配布されます。
- ・利用可能期間は、令和8年4月20日から令和8年7月31日です。
- ・カード残高範囲内でのお支払いにご利用いただけます
(お支払いにはLOVESAIJOポイントのシステムを使用します。使用方法は後述)。
- ・家族分など、複数枚のカードをあわせて利用することはできません。
*1回のお会計につき、カードは1枚まで利用可能です。
- ・1回のお会計で、LOVESAIJOポイントの支払いやポイント還元と併用することはできません。
- ・カードの換金、転売、譲渡は禁止されています。
- ・お買い物カードの残高はLOVESAIJOポイントへの移行が可能です。
*LOVESAIJOポイント移行後も有効期間は令和8年7月31日までです。
移行後、お買い物カードは利用できなくなります。ポイントをお買い物カードに戻すことはできません。

- ・総額約5億円のお買い物カード取引が、登録店舗でのみ行われます。
- ・お買い物カード利用者の来店により、新たな顧客層の来店が期待できます。
- ・お買い物カード利用分が売上として積み上がり、期間中の売上増加につながります。
- ・サイトやチラシ等で登録店として紹介され、店舗の認知向上・広報効果が期待できます。

運用面でのメリット

・登録費用や決済手数料はかかりません。

・お買い物カードの利用額の集計は、システムで自動的に行われますので、店舗側での作業(集計・報告・請求)は不要です(LOVESAIJOポイント取扱店のご精算額はポイント利用額と合算にて集計されます)。

・お買い物カード利用分は、月2回のサイクルでまとめて精算されます。

・精算金額は、締め日の10日後に指定口座への振り込みでお支払いします。

・お買い物カードの利用状況は、管理画面からリアルタイムで確認が可能です。
(LOVESAIJOポイント取扱店のご精算額は合算にて集計されます)

締め日	振込日
4/30	5/8
5/15	5/25
5/31	6/10
6/15	6/25
6/30	7/10
7/15	7/24
7/31	8/10

西条市お買い物カードが利用できる店舗について

西条市お買い物カードは、事前に登録された「登録店」でのみ利用できます。

市内で店舗を有し、登録手続きを行った事業者がカード利用の対象となります。

* 西条市内において店舗を有して事業を営む方のみご登録いただけます。

* 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第1項～3号を除く)に該当する事業者等(キャバクラ・スナック等の接待を伴う営業、風俗関連営業)は対象外です。

* 登録にあたって初期費用・手数料等は必要ありません。

* 未登録の店舗では、お買い物カードを利用することはできません。

* 登録店であっても、一部支払い対象外となる商品があります。

取扱できない商品について

西条市お買い物カードは、登録店で提供する商品やサービスの支払いに利用できます。

ただし、次の商品・取引には利用できません。

対象外と
なる取引

- ① 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、公共料金等)
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ その他この事業趣旨にそぐわないもの

* 詳細は「西条市お買い物カード事業 登録店舗募集要項」をご確認ください。

お買い物カードの決済方法について

西条市お買い物カードの決済には、LOVESAIJOポイントアプリ[prairie]を利用します。
各店舗に専用アプリを入れたスマートフォン、またはタブレットが必要です。

ご自身のスマホ・タブレットに専用アプリを入れていただくか、ご希望の方には、読み取り用端末を無料でお貸し出しいたします。



詳しい操作方法につきましては、事業開始前に改めてマニュアルを配布させていただきます。
(LOVESAIJOポイント取扱店の場合、LOVESAIJOポイントカードのお取引と同様の手続きとなります)

※貸出端末には通信容量を付与していますが、安定したご利用のため、Wi-Fi環境でのご利用を推奨いたします。
※※ご自身の端末でご利用いただく場合、事務局側でアプリの初期設定を実施させていただきます。

釣り銭・カード残高を超える場合などの取扱ルール

残高未満のお支払いの際に利用する場合

(例)残高5000円で、
1000円の取引に使用

全額(1000円)をポイント(残高)で支払う
カードに残高として4000ポイント(円)が残ります。
(残額は、利用期間中他の取引の際に利用できます)

店舗側でお釣りをお出しする必要はありません。

残高以上のお支払いに利用する場合

(例)残高4000円で、
1万円の取引に使用

①総支払額(1万円)のうち、4000円のみをポイントで支払う

②不足分(6000円)を店舗側の指定する方法で支払う。

※受け付ける支払い方法は、店舗様で決めていただいて問題ありません(現金、その他決済等)

カード残高が0ポイントになったカードはそれ以降使用できなくなります。

残高が0になったカードは破棄していただいて問題ありませんが、トラブル防止のため、店舗側では回収せず、お客様側で破棄していただいてください。

1. 登録店にて、お買い物カードで決済を行います。
2. お買い物カードの利用実績は、自動的に記録されます。
3. 利用実績をもとに、精算金額が集計されます。
4. 月2回のサイクルで、登録店様の指定口座へ精算金額が自動的に振り込まれます。

***精算に係る費用、振込手数料のご負担はありません。**

*取引明細は、専用アプリ(prairie)からご覧いただけるほかWEBページ(PC)上でご確認いただける仕組みとなっています。

1. 登録申込フォームから必要事項を入力します。
2. 申込内容をもとに、登録の確認・手続きを行います。
3. 申込後、1週間を目安に登録内容確認完了の通知をメールにてお送りします。

登録に必要な情報

- ・店舗情報(店舗名、所在地、連絡先 等)
 - ・代表者情報
 - ・担当者情報
 - ・精算金振込先口座の情報 等
- *登録にあたり、書類の提出等は不要です



(登録申込フォーム)

お買い物カードの利用期間・登録店申込期限について

■ お買い物カードの利用期間

令和8年4月20日 ~ 令和8年7月31日

■ 登録店の登録期間

登録申込は随時受け付けています。

■ 一次締切について

令和8年2月28日

一次締め切りまでにお申し込みいただいた店舗は、
広報さいじょう4月号に折り込む「登録店一覧表」に掲載します。

*一次締切以降のお申し込み分については、HP等の登録店一覧に掲載します。



■西条市お買い物カード事務局

メールでのお問い合わせ | mail@saijo-sdgs.net

電話でのお問い合わせ | 0897-32-6688
(受付:平日10時~17時)

西条市SDGs推進協議会からのお知らせ

①西条市健幸づくり推進パートナーの募集について

西条市健幸づくり推進パートナーとは？

令和7年度から、西条市が開始した**健幸づくりの取り組みを行う事業所や団体等の登録制度**です。

- 西条市の健幸づくりに取り組んでいただける事業者であれば事業所の所在地は問いません。
- 推進パートナーの健幸づくりに関する取り組みを西条市HP等で広くPRします。
- 健幸づくりに関する情報提供や推進パートナー同士の連携をサポートします。
- 健幸づくりに関連する活動・広報物に、西条市の健康づくりのキャッチフレーズやロゴマークを使用することができます。

登録・活動開始の流れ

申請

「登録申請書兼アクション宣言書」(様式第1号)及び「登録資格確認事項」(様式第2号)を提出。

審査

西条市が内容を審査し、登録を決定。

登録証
交付

登録決定後、「西条市健幸づくり推進パートナー登録証」を交付。

活動
開始

登録証交付後、「西条市健幸づくり推進パートナー」として活動を開始してください。前年度の取組実績は、毎年4月30日までに所定の様式にてご報告をお願いいたします。

健康づくりの取組支援について	パートナーが取り組む健康づくりに関する取組の促進を目的として、取組への参加者、利用者に対して付与するLOVESAIJOポイントの原資を提供します。
申込条件	・西条市健幸づくりパートナーへの登録 ・第3次西条市健康づくり計画に掲げる目標達成に向けた取組であること ・提供するポイントは、パートナー自らが使用するのではなく参加者、利用者に対して付与するものであること
原資提供上限	1事業者に対し、最大5万円分/年度
取組例	・減塩メニューを注文された方にポイントプレゼント ・食育イベントへの参加者にポイントプレゼント ・社内禁煙チャレンジ目標達成者にポイントプレゼント ・ウォーキングシューズ購入者にポイントプレゼント

②LOVESAIJOポイントキャンペーンについて

キャンペーン	実施期間	内容
キャンペーン① 20%還元キャンペーン (第1弾)	令和8年 4月20日～7月31日	期間中の取引に 20%還元 (還元上限:12000pt) ※西条市お買い物カード取引は対象外
キャンペーン② 20%還元キャンペーン (第2弾)	令和8年 9月1日～10月31日	期間中の取引に 20%還元 (還元上限:調整中)
キャンペーン③ 店舗独自キャンペーン支援	令和8年 4月20日～10月31日	1. 店舗が独自に企画・実施するポイント付与事業のポイント原資(最大1万円まで)を協議会が負担します(SDGsに関連する取組みが対象)。 2. 期間中の付与キャンペーンについて、通常発生する11%の手数料を免除します。 ◆キャンペーン例 ・マイバッグ持参のお客様へのポイント付与 ・地域の物産を使用した商品の購入時にポイント付与 ・地域を盛り上げるイベント参加者へのポイント付与
キャンペーン④ 健幸づくり推進パートナー 取組支援	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	店舗が独自に企画・実施する健幸づくりに関する取組の利用者、参加者に対して付与するポイント原資(最大5万円まで)を協議会が負担します。 ◆利用条件 ・西条市健幸づくりパートナーへの登録 ・第3次西条市健康づくり計画に掲げる目標達成に向けた取組であること ・令和8年度は特に、女性の健康づくりに関する取組を優先的に支援します ◆キャンペーン例 ・減塩メニューの提供(注文された方にポイントプレゼント) ・健康づくりイベントの開催(参加者にポイントプレゼント) ・社内禁煙チャレンジの実施(目標達成者にポイントプレゼント) ・健康関連グッズの販売(購入者にポイントプレゼント)

**予算総額:3億円
 =15億円の取引
 が発生**

西条市SDGs推進協議会からのお知らせ

③LOVESAIJOポイント取扱店について 令和7年12月31日現在

ユーザー数	約48,800ユーザー(アプリ45,400、カード3400)
昨取引実績(取引額)	約15億600万円(月平均 約1.25億円)
昨年ポイント利用額	約1億200万円(月平均 850万円)
昨年発行ポイント	約1.28億円(月平均 1070万円) 店舗発行額:約1400万円
令和7年12月 15%還元キャンペーン実績 (令和7年12月1日-17日)	総取引額 約2.12億円(日平均1250万円) 総取引件数 約3万2千件(日平均1900件)

◆取扱店手数料負担について 初期登録費：無料

2026年4月以降 【下記のいずれかを選択】	基本料金 (最低負担額)	地域応援協力金	備考
スタンダードプラン	1,100円/月	取引額の1.55%	基本料金と地域応援協力金の金額のうち、大きい方を請求 ●地域応援協力金 1,100円未満 →基本料金(1,100円)のみの請求 ●地域応援協力金 1,100円以上 →地域応援協力金のみの請求
シンプルプラン	0円	取引額の1.88%	地域応援協力金の金額のみの請求